

第4回日本大学再生会議 議事録（議事要旨）

- 1 日 時：令和4年2月12日（土）10：00～12：05
- 2 場 所：日本大学会館
- 3 議 事：① 日本大学における役員選出，理事会等運営に係る問題点について
② 日本大学教職員・学生等からの意見等について
③ その他
- 4 出席者：矢田議長，石原委員，井出委員(Web)，裏出委員(Web)，大日向委員，河田委員(Web)，小宮委員，鈴木委員，永井委員，濱口委員，深代委員

5 議事要旨

① 今後のスケジュールについて

議長から，今後のスケジュールについて，以下のとおり提案があり，了承された。

本委員会からの提言に関する議論は第6回の会議までに終わらせ，その内容を取りまとめた答申書案を作成し提示したい。その答申書案を第7回・第8回の会議で検討し，3月末までに答申書を完成させたい。

② 日本大学における役員選出，理事会等運営に係る問題点について

事務局から，役員選出の規程上の定めと実際の選出実態について，説明があり，問題点として，以下の事項が挙げられた。

(1) 理事等の選任の実態

- ・理事長が校友会長を兼務することで，恣意的に校友評議員が選出されていた可能性がある。
- ・学識経験評議員候補者推薦委員会の委員構成が，理事長の意向に偏っており，恣意的に学識経験評議員が選出されていた可能性がある。
- ・解任された者，不祥事等により辞任した者が，役員等に再選出されないための規定がないため，井ノ口元理事が再選出されてしまった。
- ・理事長の任期に制限がないため，田中前理事長が13年以上も理事長職にあり，独裁的な運営を可能にしてしまった。
- ・学部長選出の参考投票有資格者の職員の割合が増加されたことにより，学部長に田中前理事長の意向に沿う者が選出されやすくなった可能性がある。
- ・各選出の際，教職員に対し特定の者への投票を誘導するような行為がなされ，田中前理事長の意向に沿う者が選出された可能性がある。
- ・各選出において，選考委員会が設置される場合，その構成員の決定方法等（議

長一任による選出)により、田中前理事長の意向に沿う者が選出された可能性がある。

(2) 理事会等の運営

- ・現状は、理事は全員が男性であり、評議員も女性は数名である。また、評議員の多くが日本大学教職員または日本大学卒業生であり、多様な意見を受入れる体制になっていない。
- ・各理事の役割が不明確なため、当事者意識が低かった可能性がある。
- ・理事、評議員の人数が多く、闊達な議論が期待できない。

また、事務局から、寄附行為等の改正内容・改正理由、理事及び評議員等の就任状況、理事会及び評議員会の出席状況及び発言状況、事件等発生時の理事会及び評議員会の開催状況、役員の利益相反取引及び関連当事者との取引の管理状況等について説明がなされた。

③ 日本大学教職員・学生等からの意見等について

事務局から、「日本大学教職員からの日本大学再生会議に対する意見等」、「日本大学学生からの日本大学再生会議に対する意見等」、「理事、監事、評議員に対するアンケート」の資料に基づき、説明がなされた。

④ 提言（指針）の叩き台について

議長から、答申書作成に向けて、第5回の会議では以下の事項を中心に議論したいとの提案があった。

(1) 新生日本大学の宣言

現理事長が宣言したことを支持し、二度と今回の過ちを犯さない姿勢を提言し、明確にする。

(2) 独裁的リーダーを排し、遵法精神と品位ある民主的リーダーを理事長に選ぶための方策の策定

- ・理事、監事、評議員を恣意的に選べるルールを改善する。
- ・再任に回数制限を設けて長期在任を避ける。
- ・相互監視の実効性を確保するため、日本大学とまったく利害関係がない有識者や日本大学の卒業生以外の者や女性など、多様性に配慮した役員の一定割合を確保する。
- ・辞任した者、解任された者の復帰に関する規定を盛り込み、そのチェックを厳格にする。
- ・理事、監事、評議員の適格性を担保する仕組みを整備する。

(3) 理事会及び評議員会、監事の活性化

- ・活発な議論が出来るように人数を削減するか。

- ・議事録を公開するか。
- ・多様性に配慮した役員的一定割合を確保するか。
- ・評議員会の役割を改めて確認，議論する。相互牽制が出来るのか。他大学の実情はどうか。
- ・理事の役割を明確化する。

①～④の説明の中で，各委員から挙げた主な感想や意見は以下のとおり。

- 委員から，非常勤理事の役員報酬について，他大学では交通費のみといったケースも見受けられるため，日本大学の役員報酬が現在の金額になった経緯等を調べる必要があるのではないかとの発言があった。
- 委員から，理事長及び理事の役員報酬について，日本大学の教職員等の給与体系と照らし合わせ，整合性を持った金額にする必要があるのではないかとの発言があった。
- 委員から，選挙活動の範囲と特定の者への投票の誘導との線引きは難しいとの発言があった。
- 委員から，学部長選挙における職員の投票権拡大についてネガティブな意見が多いが，現在，教職協働という考えが主流となっており，単に職員の選挙権が拡大したことを否定的に捉えるのではなく，日本大学では，投票の誘導が行われたという選挙の運用面に問題が生じていたのであり，本来の教職協働という姿を失わないようにしなければならないとの発言があった。
- 委員から，答申について，信頼回復時期のガバナンスや民主的な運営が可能になった時期のガバナンスといった，ステージ分けをして考えてはどうかとの発言があった。
- 委員から，教職員や学生からのアンケートによると，田中前理事長の横暴を許した現状を変えないといけないという意見が多い。このような意見を議論の中心に据えて，答申を策定していく必要があるのではないかとの発言があった。
- 委員から，田中前理事長や井ノ口元理事に対する善管注意義務違反等に対して，理事会がどのような責任を負うことになるのかが答申を策定する上での出発点になるのではないかとの発言があった。

- 委員から、答申は、抽象的な内容ではなく、理事会等の構成人数や再任期間など具体的な内容を示す必要があるのではないかと発言があった。
- 委員から、日本大学の再生を示す上で、田中前理事長や井ノ口元理事の横暴を止めることができなかつた者は、一定期間役員等に就くことができないという考えが重要ではないかと発言があった。
- 委員から、日本大学が再生を目指すためには、当初は外部人材を可能な限り登用し、ガバナンスの正常化を図り、その後、田中前理事長の意向が完全に払しょくされたと判断された時点で、内部人材の割合を増加させ、外部人材と内部人材のバランスがとれた体制を目指すというのはどうかと発言があった。
- 委員から、一般企業においても、不正等のスキャンダルが発生した際は、発生時点から過去数年に遡り、役員及び執行部であった者は役員等に就くことができないという措置が行われる場合がある。したがって、日本大学においても、社会に再生を示すためには、同様の対応を行う必要があるのではないかと発言があった。
- 委員から、理事の4選禁止条項や評議員の定年制を導入してはどうかと発言があった。
- 委員から、評議員会による理事の解任権を定めてはどうかと発言があった。
- 委員から、現在の学部長は、田中前理事長の意向が働いている可能性があるため、全学部において学部長を選出し直す必要があるのではないかと発言があった。
- 委員から、田中前理事長の横暴に対してサイレントマジョリティーだったことに対する理事及び評議員の反省の声が少ないように感じる。日本大学再生会議が、理事等の善管注意義務違反に対して責任を問うことによって、日本大学再生の覚悟を示してはどうかと発言があった。
- 委員から、善管注意義務違反により理事等の職を辞した場合でも、有為な人材であれば一定期間経過後に復帰できるような仕組みを検討する必要があるのではないかと発言があった。
- 委員から、大学の本質は教育・研究であり、今回の事件とは関係なく、現場の教職員はしっかりと教育・研究を行っている。したがって、日本大学再生会議の答

申によって、現在行われている教育・研究が悪影響を受けることがないようにすべきであるとの発言があった。

○委員から、今回の事件を受けて、上意下達のようなスポーツの悪い部分が大きくクローズアップされているが、日本大学でも多くの学生や教職員が真摯にスポーツに取り組んでいる。答申において、スポーツと学業の両立や受験時のスポーツ推薦・運動部対象の奨学金などの透明化等を提言するなどして、運動部の学生、スポーツ分野の教育・研究者等にも希望を与えるような答申とすべきではないかとの発言があった。

○委員から、私立学校法上、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理する者と規定され、また、学長（総長）は設置学校の教学の長と規定されている。したがって、私立大学の最終的な総括は理事長が行うこととなり、学長（総長）が理事長に代わり学校法人を代表することはできないという点を認識した上で議論をする必要があるとの発言があった。

○委員から、国立大学では、理事長及び学長に対し、人格、学識、将来性あるビジョンを有するか、業務遂行能力等を指標として評価を行う制度があるため、日本大学においても同様の制度を取り入れてはどうかとの発言があった。

○委員から、日本大学のように学部長が理事を兼任している場合、学部長理事が学部の利益代表者となってしまう、理事会等において闊達な議論が行えない恐れがあるのではないかととの発言があった。

○委員から、大学によってガバナンスの形態は様々であり、それぞれ一長一短があるため、日本大学にとってどのようなガバナンス体制が適しているかを検討する必要があるとの発言があった。

○委員から、日本大学は、各学部（キャンパス）が独立採算制となっているため、学部長の位置づけが他大学でいう学長に相当する可能性がある。したがって、今後議論を進める上で、日本大学における学部長の組織上の位置づけを明確にする必要があるのではないかととの発言があった。

○委員から、各学部（キャンパス）で独立採算制となっている点は無視できず、法人と各学部をどのように整理するかは、今後の大きな論点となるとの発言があった。

○委員から、日本大学のガバナンスは、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、認定こども園、病院及び日本大学事業部等を含めた法人全体としてのガバナンスについて議論していかなければならないとの発言があった。

○委員から、理事の任期は、3年3期としてはどうかとの発言があった。

○委員から、理事長の任期は、私立学校法において大学が策定を義務付けられている中期計画の期間（大学のサイクルである4年間を想定）に合わせてどうかとの発言があった。

○委員から、日本大学の教職員の女性比率に係る資料について、教職員全体の割合だけでなく、高等学校や病院等を含めた日本大学全体の各役職の女性比率も示して欲しいとの発言があった。

○委員から、日本大学は学部長に女性がいないなど、女性の登用が遅れているため、理事会等に女性比率を設定した場合、混乱を来す可能性がある。したがって、理事会等の女性比率を考える場合、校友や学外役員として女性を登用することなどを検討する必要があるのではないかとの発言があった。

○委員から、学部長に女性がいないのは非常に問題である。たとえば、何期かに1回は女性を学部長とするというように、女性の学部長を増加させる取組を意図的に行っていない限り、女性比率は増加しないと感じるとの発言があった。

○委員から、女性比率の問題については、トップダウンで行わないと実現が難しい側面があるとの発言があった。

次回会議は令和4年2月26日（土）10時に開催予定。

以 上